

令和4年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和4年3月8日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長	青田 浩二	係長	江口 美和子
------	-------	----	--------

説明のため出席した者

総務部長	日名子 達也		
(秘書広報課)			
課長	中村 元則	係長	廣橋 慶三
(契約管財課)			
課長	和田 弘	課長補佐	永野 英明
係長	前川 哲郎		
(地域安全課)			
課長	荒木 秀一	係長	山本 洋佑
係長	入口 健太郎	係長	永間 崇義

企画財政部長 森川 寛子
(政策企画課)

課長	荒木 隆	課長補佐	木戸 武志
係長	山口 和樹		
(財政課)			
課長	木須 紀彦	課長補佐	入江 彩子
(税務課)			

課長	村田 佳美	課長補佐	渡辺 房子
課長補佐	荒木 啓二		

住民福祉部長 栗山浩二

(福祉課)

課長 山口聡一朗

課長補佐 小林純子

係長 後藤理子

主事 山本健斗

(こども政策課)

課長 宮司裕子

課長補佐 藤吉有見

係長 山口陽子

(住民環境課)

課長 中尾盛雄

課長補佐 久原和彦

係長 島美紀

係長 関口直人

健康保険部長 志田純子

(健康保険課)

課長 藤崎隆行

課長補佐 木澤奈津代

係長 松田祐貴

(議会事務局・監査事務局)

局長 富永正彦

議事課長兼監査事務局長

青田浩二

課長補佐 梶尾和美

係長 江口美和子

本日の委員会に付した案件

議案第 7号 長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議案第12号 令和3年度長与町一般会計補正予算(第13号)

開 会 9時27分

閉 会 15時17分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。令和4年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

契約管財課和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

皆様おはようございます。それでは議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）について契約管財課所管分について御説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入については実績見込みにより増額したものの、歳出については不用額の減額補正などによるものでございます。

それでは一般会計補正予算に関する説明書の14、15ページをお開きください。歳入でございます。16款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入でございます。これにつきましては実績見込みによる280万円の増額計上でございます。続きまして歳出でございます。説明書の20、21ページをお開きください。2款1項5目財産管理費18節負担金、補助及び交付金でございます。長与町公共施設等管理公社補助金503万円の減額でございます。続きまして22、23ページをお開きください。2款1項9目電子計算費12節委託料、電算システム運用開発委託料でございます。これにつきましては、マイナンバーカード所持者がマイナポータルから転入届、転入予約をできるようにする転出転入手続きワンストップ化に係る住民記録システム改修のため、400万円の増額計上でございます。続きまして予算書になりますが7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。2款1項、事業名、転出転入手続きワンストップ事業400万円でございます。先程説明しましたが、今年度中に完了しない見込みであるため次年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

秘書広報課中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

おはようございます。続きまして秘書広報課所管分になります。よろしく申し上げます。全て歳出の減額となります。予算に関する説明書の20、21ページをお願いします。2款1項1目一般管理費8節旅費の普通旅費180万円を減額しております。同じく12節委託料の秘書業務委託料80万円を減額しております。どちらも新型コロナウイルス感染症の影響による減額となります。続きまして、2目文書広報費10節需用費の印刷製本費100万円を減額しております。こちらは広報ながよの印刷製本に係る不用見込額を減額しております。以上が秘書広報課所管分になります。よろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

次に、地域安全課荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

おはようございます。それでは地域安全課所管分につきまして御説明をいたします。説明書の8、9ページをお願いいたします。まず歳入でございます。13款使用料及び手数料1項1目2節コミュニティセンター使用料12万5,000円の減額。こちらは施設の利用件数の減少に伴い減額するものでございます。続きまして14、15ページをお願いいたします。15款県支出金3項1目1節総務管理費委託金1万円の増額でございます。市町村権限移譲等交付金の額の確定によるものでございます。続いて16款財産収入1項2目1節利子及び配当金、上から3行目ふるさとづくり基金運用収入2,000円の増額でございます。続いて18款繰入金2項3目1節防災基金繰入金37万1,000円の減額です。充当先の歳出9款1項4目防災対策費の減額に伴い減額するものでございます。次に16、17ページをお願いいたします。20款諸収入5項1目1節雑入、一番下でございます全国町村会災害対策費用保険金99万9,000円の増額でございます。これは令和3年8月の大雨警報に伴う避難所設置経費に係る保険金といたしまして、100万円を受け入れるものでございます。

次に歳出に移ります。20、21ページをお願いいたします。2款総務費1項7目交通安全対策費は全て地域安全課所管分となります。543万6,000円の減額となります。減額の主な理由といたしましては、工事請負費394万1,000円の減額でございます。これは高田南土地区画整理事業地内へ防犯灯、カーブミラーの新設を予定しておりましたが、財源を見直したことによって、令和4年度で市街地整備総合交付金等を活用するように変更いたしました。現時点では令和4年度の事業といたしまして交付金申請を行っており、これに伴いまして不用額を減額するものでございます。このほかは執行見込額の確定に伴う不用額を計上しております。続きまして22、23ページをお願いいたします。10目地域振興費になります。18節負担金、補助及び交付金です。223万7,000円の減額でございます。自治会長研修の中止に伴う不用額、自治会振興補助金支出額の確定に伴う不用額の減額でございます。それから11目長与町ふれあいセンター管理費でございます。総額で334万円を減額しております。これは館長職に再任用職員が配置されたことによりまして、当初予定をしていました会計年度任用職員任用に係る不用額を減額するものでございます。次の12目長与南交流センター管理費についても同様の理由から、会計年度任用職員に係る不用額を減額するものでございます。次に34、35ページをお願いいたします。9款消防費1項1目非常備消防費でございます。18節負担金、補助及び交付金466万3,000円を増額しております。増額の主な理由といたしまして、広域消防事業負担金373万8,000円の増額、これは人件費の増に伴うものでございます。それから浜田出張所経費分担金98万8,000円の増。こちらは搬送用アイソレーターの購入費でございます。この搬送用アイソレーターと申しますのは、新型コロナ感染対策といたしまして飛沫防止機能を有する患者搬送用カプセルのことでござい

す。こちらは救急自動車に搭載をしております。次に4目防災対策費でございます。合計で37万1,000円の減額。こちらは自主防災組織新規設立に伴う予算として計上したものでございますが、設立する組織がなかったことから不用額を減額するものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま説明が終わりました。これから質疑を行います。まず契約管財課、歳入の方から入っていきたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

転出転入手続きワンストップ事業っていうものがあると思うんですけど、これは契約管財課で開発して、実際は違う課で使用されるものと思うんですが、事業費としてはここに上がってくるものなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

おっしゃるとおり、この事業に関しては本来であれば住民記録に関係する部分になりますので、このシステムを実際に使って事業を行うのは住民環境課の方になるんですけども、今回上げているこの改修費が基幹システムという庁内のCOKAS-R/ADⅡといういろんな税とか住民記録とか国保とか後期とか、各所管が一緒に使う基幹システム部分の改修に当たりますので、基幹システムの改修ということで情報管理係の方で、そういった部分については一括して改修費の支出をするというふうにしておりますので、今回契約管財課の方で増額計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

転出転入手続きワンストップ事業、いつまでとかそういう期限があるのか、いつから運用されるかというのだけ教えてください。

○委員長（金子恵委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

こちらの事業、国の方で全国一律で進める事業なんですけれども、国が現在示している資料によりますと、令和5年1月から2月頃までに開始をする予定になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳入の15ページ、財産収入の土地貸付収入。半分ぐらい補正額になっているんですけども、この財産っていうのは固定化してますんでそんなに増減はないと思うんですよ。これは何でこう増えたのか、そこのところですね、財産収入ってもう固定化しているわけですから、賃料も毎年ね。これがこんなに増えるっていうのは原因が何なのか、そこのところを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

こちらにつきましては、原因としましては長与町の北陽台の図書館用地になるんですけども、こちらの方、当初320万円ほどの歳入と見込んでおりました。しかしながら決算の実績見込額としましては570万円程度になっております。主な要因といたしましては、この図書館用地の上に病院が来ていますけれども、そちらが去年の5月にオープンしておりまして、そちらが年度始まるときに1,300平米ほど貸して欲しいということで、その分で上がっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。よろしいですかね。あとから全体的にお聞きしますので。

次に秘書広報課。ここは歳出ですね。20、21ページです。質疑はありませんか。よろしいですかね。

では地域安全課の方に移りたいと思います。歳入の8、9ページから入っていきたいと思います。質疑ありませんか。よろしいですか。では次、歳出の方、質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの交通安全対策費の中の工事請負費の減額ですね。当初はこういう安全対策の工事を見込んでいたけれども、御説明で私の聞き間違いでなければ、高田南に係る交付金の方で見られるというふうなことだったんですが、これは年度途中でどういう形で交付金の対象になるっていうのが、当初分からずに途中から分かった。ちょっとこの辺りの経緯がどういうことだったのか、お知らせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

永間係長。

○係長（永間崇義君）

当初は、カーブミラーと防犯灯もなんですけども、こちらが今回その補助の対象として計上されていなかったんですけども確認していく中で、令和4年度からであれば交付金を利用できるというところが年度の途中で分かりまして、それで令和4年度に申し込みをして、計上するようにいたしました。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

21ページです。先程秘書業務委託料と印刷製本費の100万円と80万円マイナスというところなんです、コロナ禍によるということなんです、どうして広報ながよが減、そのいきさつ、詳しく教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

広報ながよの印刷製本費に係る不用見込額につきましては、当初、予算を1ページ単価1.2円で予算を組んでおりまして、実際令和3年度の契約が1ページ当たりの単価が0.98円になったという、主な原因はこちらになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。全体的にで構いません。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

35ページで広域消防事業負担金が人件費の増で370万円ですか、その理由を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

こちらにつきましては、令和2年度の決算を行ったところ中途退職者が4名出たことにより当初予算では見込んでいない退職金が発生した、これが起因でございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

担当課で分かることかどうか分かりませんが部長が来られているので。今回南交流センターで言えば、施設長報酬が減額されている。これは会計年度任用職員での登用で人件費がそちらから出るということなんですよね。まだ審議に入っていないですけど、次年度予算を見てみると今回減額されたのがまたそのまま残って計上されていると。この違いですよね。異動させてみないと分からないという状況なんですかね。それ以外のところは会計年度任用職員で予算を立てているところもあるんですよね。だから、これがどういうふうな運用をされているのか、そこを教えてくださいませんか。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

交流センターの人件費ということでございます。ほかの施設もございしますが、再任用職員で令和3年度はさせていただいた。令和4年以降どうなるのかということの御質問か

と思いますが、この件につきましては、再任用の方の御意向も聞きながら、当初予算のときにはまだつかめていないので、令和4年度も同じく報酬だったり、共済費だったり、会計年度任用職員としての経費を上げさせていただいたところでございます。今、調査中及び検討中でございます。それについてはどっちになるのか、今はまだ分かりませんが、それについては今後調整してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

大体概略は分かったんですけども。本人の意向を聞いてからってという話だったんですが、同じ職場に就くにしても会計年度任用職員と施設長報酬での雇用となると違って何なのか。勤務時間が違うのかとか、待遇が違うのかとか、簡単でいいんで教えてもらえますか、何が違うんですか。会計年度任用職員での登用と施設長での館長での登用。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

会計年度任用職員制度ですね、導入されて間もないんですが、基本的に一般職員と同等の身分を有するような形になっております。そういった中で、最も大きな違いは、今回で言えば勤務時間の違いがあるかと思います。再任用職員だと私たちと同じような形で8時45分から17時半まで。会計年度任用職員はその時間が、始まりが9時からというような形で、短縮が絡んでおりますので、その分で、年報酬についても職務が同じでありながら差が出てくるというような仕組みになります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

申し訳ないんですけども、先程答弁の中で4人退職ということで御説明を答弁されておりましたが、私ほかのことを控えてどの部分のことなのか理解できてないので、再度それはどこの部分なのかをお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

34、35ページの9款1項1目18節広域消防事業負担金につきましては、決算を行ったところ中途の退職者が4名出まして、当初予算では見込みきれてない退職金が発生したということによる人件費の増でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

確認ですけれども、広域消防ということは長崎市消防局の分で退職者が出たので、按分とか、その負担割合等で長与町でそういった増額が出たということですね。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

お見込みのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

別のところで財産管理の部分でなんですけど、21ページの財産管理費の公共施設等管理公社補助金の減額ですね。これは実績によるものなのか、主にどういったことが原因で減になったのかをお願いしていいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

公社の職員の中途退職と当初見込みで職員の福利厚生費に増減が生じたためにこういう結果になっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみにどこの職場なのかと何人ぐらい中途退職がいらっしやったのかお願いします。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

公社の決算の中の資料でございますが、職員の定年が1人です。自己都合で給食調理場が1人。それと職員の臨時新規採用、高田小学校が給食調理員が1人、長与小学校が1人、洗切小が1人、長与北小が1人、給食共同調理場が2人でございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、要するに給食の調理場の職場環境をよく町としても留意しないといけないというそういう数字じゃないかと思うんですけど、その辺りは何か問題点があるのか、改善がやはり必要だということなのか。この辺りは今回のこの数字を見ていかがですか。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

委員御指摘のとおり、給食調理員が途中でお辞めになるというのが続いておるところでございます。当然、どうしても給食を作っていたらなければいけないものですので、その分の人数は確保したいということで公社の方は鋭意努力していただいているところでございますが、いろいろ求人募集はしているみたいですが、なかなか来ていただけないということでお聞きはしております。雇い入れは当然公社の方でやっていただいておりますので、私どもとしてはお願いしますということで、現在、公社の理事会等でもお話をさせさせていただいているというところであります。当然所管の方は、委員会にもその旨お話をしているということでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。よろしいですかね。いいですか。質疑なしと認めます。

これで総務部の質疑を終わります。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩前に続き、委員会に戻します。

これから補正予算に関する分の住民福祉部の審査に入っていきたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

皆さんおはようございます。それでは、令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）のこども政策課所管につきまして、御説明をさせていただきます。今回の補正は、実績見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

それでは、説明書の10、11ページをお開きください。14款1項1目3節児童手当負担金は、児童手当歳出減額に伴う国費の減額でございます。14款1項1目4節児童福祉費負担金は、幼稚園や認可外保育施設等の給付費減額に伴う国費の減額です。14款2項2目1節児童福祉費補助金の、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、事業実績見込みに伴う減額です。保育士等処遇改善臨時特例交付金は、私立保育園、認定こども園等の保育士や学童クラブの支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための措置を実施するための交付金です。12、13ページをお開きください。15款1項1目3節児童手当負担金は、児童手当歳出減額に伴う県費の減額でございます。15款1項1目4節児童福祉費負担金は、幼稚園や認可外保育施設等の給付費減額に伴う県費の減額です。15款2項2目2節児童福祉費補助金は、高田保育所に受

け入れをしている医療的ケア児給付費につきまして、県費4分の3負担分を計上しております。歳入は以上です。

次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款2項1目は全てこども政策課です。18節負担金、補助及び交付金の上から4段と19節扶助費については、決算見込額に合わせて減額しています。18節の5段目の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、歳入でも説明をいたしましたが、私立保育園、認定こども園についての保育士等の2月、3月分の収入の3%引き上げるために必要な所要額を、その下の段の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、学童クラブの支援員等の2月、3月分の収入の3%引き上げるために必要な所要額を計上しております。22節償還金、利子及び割引料は、児童手当交付金につきまして、実績に伴い元年度の補助金返還額を計上しております。3目高田保育所費につきましては、医療的ケア児の受け入れを可能とするため看護師を1名配置いたしておりますが、歳入でも説明したとおり、26万5,500円を一般財源から県支出金へ組み替えをしております。26、27ページをお開きください。4款1項2目12節の予防接種委託料につきましては、マイナス600万円がこども政策課所管です。実績見込額に合わせて減額しています。3目12節の健康診査委託料は、実績見込額に合わせて減額をしております。最後に、繰越明許費補正がございますので予算書の7ページをお開きください。3款2項児童福祉費の長与町子育て世帯への臨時特別給付金支給事業を300万円繰り越しさせていただき予定としております。こども政策課は以上です。

○委員長（金子恵委員）

住民環境課中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

皆さんおはようございます。それでは令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）、住民環境課所管分について御説明をいたします。説明書の歳入の部、10、11ページをお開きください。下の方になります。14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金でございます。住基システムの改修費用の補助金の増額でございます。同じく2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金。これと次のページの15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、合併浄化槽の設置に伴う補助金の利用がなかったために、国費と県費を減額するものであります。同じく15款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、パスポート事務処理の件数の減額に伴う市町村権限移譲等交付金の減額でございます。1段下の3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の説明欄の上段部分になります。市町村権限移譲等交付金（公害）で存目計上しておりました分の交付金額の確定に伴うものでございます。次のページになります。20款5項1目1節雑入でございます。一番上の過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は令和2年度の決算確定に伴う精算金でございます。

続きまして、歳出の方になります。歳出につきましては不用額の精算でありまして、全

て減額補正であります。22、23ページをお開きください。下の方です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費はマイナンバーカードに関する費用で、8節旅費は会計年度任用職員の通勤手当の減額分で、11節役務費は郵便料の減額分でございます。次に、26、27ページになります。4款1項5目環境衛生費12節委託料は、大村湾や長与川の水質調査の入札減によるもので、次に18節負担金、補助及び交付金は、歳入で申し上げました合併浄化槽の設置に伴う補助金申請がありませんでしたので、減額するものでございます。2項1目清掃総務費12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、ともに町民一斉清掃の中止によるものと精霊船処理委託の減額によるものでございます。2目ごみ処理費、10節需用費は実績に伴う減額でございます。説明書は以上で予算書の方に戻ります。7ページ繰越明許の表になります。一番上の2款総務費の2段目、戸籍総合システム改修事業で、マイナンバーと戸籍システム連携に伴う改修の事業の繰り越し分でございます。以上が住民環境課の補正予算関係でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次、福祉課山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）の福祉課所管分につきまして御説明させていただきます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止したことや、縮小に伴う減額が主なものとなっております。まず議案書の7ページをお開き願います。第2表の繰越明許費につきまして、3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業2億4,000万円を計上いたしております。これは、現在実施しております住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する給付金で、申請期日が令和4年9月末となっているため繰り越しをするものでございます。

次に歳入でございますが、説明書の14、15ページをお開き願います。15款3項2目1節社会福祉費委託金の市町村権限移譲等交付金（障害）は額の確定に伴い増額補正をするものでございます。

続きまして歳出でございます。24、25ページをお開き願います。3款1項1目12節委託料の地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委託料は77万円の減額となっており、入札減によるものでございます。その下18節負担金、補助及び交付金の長与町民生委員児童委員協議会運営補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により委員の研修活動が大幅に制限されたことに伴いまして、減額を行うものでございます。その下22節償還金、利子及び割引料の過年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金国庫返還金は、令和2年度の事業確定に伴う返還金でございます。その下24節積立金の地域福祉ボランティア基金積立金129万8,000円は、ふるさと長与応援寄附金からの基金積み立て分でございます。ページ下段にまいりまして、3項1目10節需用費、12節委託料の老人福祉センター「丸田荘」管理委託料、丸田荘施設管理保守委託料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため丸田荘を休館したことに伴う減額でございます。次のページを

お聞き願います。12節委託料の緊急通報システム業務委託料、19節扶助費の高齢者交
通費・健康づくり助成金は、いずれも実績見込みにより減額をするものでございます。

以上が今回補正をお願いするものとなっております。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま説明が終わりました。全体的にでもいいんですけども、まず、こども政策課
歳入から入っていきますが、質疑はありませんか。10、11、12、13ページですね。
こちらの方、下段の方です。ありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

国庫負担金が減額されたからってことなんですけど、何か理由みたいなのがあれば教
えてもらいたいですけども。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらが実績に伴って国庫補助金を請求するという形になりますので、実績が無かつ
たので減額をさせていただいているということで、逆になります。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

その実績っていうのが何なのかを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

児童手当の支給額が子どもの人数によって、3歳未満であれば1万5,000円、3歳
以上であれば1万円の支給をさせていただいているんですけども、その方々の中学生
までの子どもの人数がやはり毎年減っておりますので、その人数に併せて児童手当の支
給額も減ってきております。それで実績も減りますのでそれに併せて国庫負担金も減額
ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じく11ページの保育士等処遇改善臨時特例交付金なんですけど、これは令和4年か
ら交付ということで、私学も公立も全部対等で入ってくるということなんですか。そ
このとこ教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの交付金は、今回は私立の保育園と認定こども園につきまして交付金を支給するように計画を立てています。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると一人当たり1万幾らになるんですかね。その辺りどうですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に幾らっていうのはまだ予定の段階なんですけれども、大体収入の3%、月額に換算いたしますと9,000円程度っていうふうに試算はしております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、その支給は正職員のみですよ。非正規は支出対象にならないというところでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の支給につきましては、保育園とか認定こども園の方で働いている職員に関しましては、支給をして良いというふうになっていますので、正職員に関しても、非正規の方につきましても支給をすることはできます。ただ、金額につきましては、非正規の方は常勤換算をいたしますので、収入の3%っていうことですので、月額9,000円分まではならないというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。歳出の方でも構いません。こども政策課に関しての質疑はありますか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の繰り越しの額が300万円。何人か想定されていると思うんですけど。延長する理由みたいなのがあれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の繰り越しの300万円につきましては、3月中に出生された方が4月に入って出生届を申請された方を対象にさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。では全体的にあとから戻っても構いませんので、次、住民環境課の方に入りたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。では次、福祉課分で。戻っても構いません。全体的に質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

福祉課の分で歳出の25ページですね。3款民生費1項社会福祉費1目22節ですね、この過年度生活困窮者就労準備支援事業等補助金国庫返還金となっているわけですが、この中でちょっと私も分からないところがあるんですけども、生活困窮者、大体何人見込んでおられたのかその辺りお分かりであれば。そういう計算で多分予算を組んでおられたと思うんですね。その前提となる条件というのはどんなものだったのか。今コロナで生活困窮者が出ているわけですが、生活困窮者は何名ぐらい想定されとったのか、それだけお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

生活困窮者就労準備支援事業等補助金につきましては、名称が生活困窮者という名称が入っておりますけれども、社会福祉協議会のボランティア室に対する補助金でございますので、直接、生活困窮者とあまり関係のない事業となっております。なので、人数とかがってというのは補助金には影響しておりません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。住民福祉部全体で構いません。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

繰越明許費です。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業で、結構な金額になると思うんですけども、現在の進捗状況みたいなのが分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

3月4日現在になりますけれども、非課税世帯への給付金申請が2,485件ございまして、振り込みが2,314件済みしております。家計急変世帯というのもございまして、そちらの方の申請が11件、振り込み済みの方が6件となっております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

元々想定していた非課税世帯って何世帯ぐらいあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

この給付金が、非課税世帯に対する給付金と家計急変世帯に対する給付金2種類ございまして、合わせて4,400世帯を想定しておりました。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

歳出の25ページなんですけれども、3款民生費2項児童福祉費、高田保育所ですね。財源組替で、医療的ケア児の看護師の財源組み替えという御説明があったんですけども、看護師は町内で融通したんですかね。元々新規で募集して採用された人なのか、あるいはほかの他部門から再配置していただいたということなのかですね。どういう経緯でその看護師を設置されたのか。今、医療的ケア児は看護師を設置しようということで、国からも強い要請があるわけですよ、学校でもそうですけれども。高田保育所は、看護師は新規なのか、あるいは再配置なのか、そこだけお伺いしたい。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

再配置の看護師になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。よろしいですかね。

これで住民福祉部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

ただいまより企画財政部の審査に移りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

財政課木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

それではよろしくお願いたします。財政課所管分を御説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。歳入でございますが6款1項1目1節法人事業税交付金は、令和3年12月までの収入額に合わせて計上いたしております。続きまして8、9ページ

をお願いいたします。9款1項1目1節地方特例交付金は、交付額の確定に伴う増額計上であります。次にその下でございます。9款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等が所有する償却資産及び事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置を国が全額補填する交付金で、決算見込みにより減額計上をしております。次に10款1項1目1節普通交付税でございますが、昨年12月の国の補正第1号により増額交付されたものを計上いたしております。このうち1億6,726万6,000円は、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金への積み立てが求められており、歳出にて減債基金積立金として計上いたしております。14、15ページをお願いいたします。16款1項2目1節利子及び配当金の上2つでございますが、財政調整基金運用収入と減債基金運用収入が財政課所管でございます。次に18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に係る財源調整でございます。財源余剰となりましたので繰入額を減額いたしております。16、17ページをお願いいたします。19款1項1目1節繰越金は、令和2年度からの純繰越金の予算未計上分を計上いたしております。次に20款5項1目1節雑入のうち、上から3番目になります。長崎県市町村振興協会市町村配分金が財政課所管です。サマージャンボ、ハロウィンジャンボの宝くじの配分金で、額の確定による増額計上でございます。

続きまして歳出でございます。20、21ページをお願いいたします。2款1項3目財政管理費12節委託料の公会計整備業務委託料は、額の確定による減額補正でございます。次に18節負担金、補助及び交付金の西彼中央土地開発公社事業費負担金は、利率が当初見込みより上昇し、支払利息が増額となったことによる増額補正でございます。次に2款1項6目24節積立金の財政調整基金積立金は、先程歳入で触れました運用収入の積立金になります。減債基金積立金は、同じく運用収入の積み立てに加えて、普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債の償還分1億6,726万6,000円と、さらに2億6,000万円を積み立てております。これは今後の大型事業、土地区画整理事業、複合施設建設等をイメージしてございますけれども、こちらの進展に伴って見込まれる公債費の増加に備えるものでございます。28、29ページをお願いいたします。4款3目1項下水道処理費18節の下水道施設事業費負担金は、行政区域が長与町で長崎市の下水道処理区域である場合に、その区域の下水道工事に係る経費の一部を長与町が負担するものです。今年度は実績が無かったため全額を減額いたしております。次に40ページから43ページになります。12款1項公債費は、町債の利率見直し及び前年度債の額の確定による元金及び利子の補正でございます。次に13款1項1目24節積立金は、土地開発基金の運用収入、及び新図書館建設用地の土地貸付収入を積み立てるものです。最後ですが、教育総務課の所管とはなりますけれども教育振興基金について御説明をいたします。ページ戻りまして36、37ページをお願いいたします。10款1項3目24節教育振興基金積立金でございますが、運用収入とは別立てで、1億円を積み立てております。

教育関係施設等の更新、新図書館の建設を考慮しての積み立てとなっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、政策企画課荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

続きまして政策企画課分の主な内容を御説明申し上げます。

説明書、まず歳入、10、11ページをお開きください。14款2項1目2節地域活性化補助金でございます。地方創生推進交付金100万円の減額は、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業、町内企業の事業拡大への補助金に係るものでございますけれども、その実績に伴うものでございます。次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、2,226万4,000円を増額計上しております。内容につきましては、本日お配りしております別添資料令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業補正（第13号）関係という資料を御覧ください。これは、臨時交付金の対象事業を一覧でお示しをしたものでございます。本年度当初予算から今回の補正予算までに計上いたしました新型コロナウイルス対策事業について、予算科目ごとに整理をしております。各事業における事業費は、実施計画におけます本交付金の対象となる事業費、具体的には総事業費から国庫支出金を除いた地方負担分のみを記載しております。今回の補正予算ではこれらの事業に対し、補正後の臨時交付金総額1億2,522万8,000円を充当しております。裏面2ページの最後でございますけれども、この臨時交付金は昨年度からの本省繰越と言われる財源、それから事業者支援分の特別枠の交付金、それと国庫補助事業等の地方負担見合分、それから令和3年度の国の補正予算対応分と合計2億8,273万1,000円が上限額として示されており、今回の補正後の額を差し引いた残りの1億5,750万3,000円は、国の方でまた本省繰越という措置が取られまして、次年度の財源として活用することとしております。また説明書の方に戻ります。12、13ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金、県支出金でございます。地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（事業拡充事業）は先程国庫支出金で説明をしたものに係る県支出金200万円の減額でございます。

最後に歳出でございます。22、23ページをお開きください。2款1項8目企画費12節委託料です。公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料は、実績に伴う不用額の減額によるものでございます。

以上が政策企画課分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

では引き続き、税務課の提案理由を。

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

続きまして税務課所管分の補正予算について御説明いたします。補正予算に関する説

明書の6、7ページをお願いいたします。歳入の1款1項1目個人町民税は7,000万円の増額計上です。増額の主な要因ですが、令和3年度当初予算時には、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けると予測しておりましたが、令和2年度と令和3年度の課税額を比較いたしますと、約4,200万円程度の減少にとどまりました。これにより収納見込額が増額しております。次に1項2目法人町民税は2,600万円の増額計上です。増額の主な要因ですが、法人税割の税率がこれまで9.7%から6%に変更されたこととともに、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けると予測しておりましたが、調定額が昨年並みで推移していることから収納見込額を増額しております。続きまして2項1目固定資産税も9,000万円の増額計上です。増額の主な要因ですが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等に対する固定資産税等の特例による軽減額を、家屋、償却資産を合わせて約1億円と見込んでおりましたが、実際の軽減額は1,656万7,000円となりましたので、収納見込額を増額しております。続きまして3項1目環境性能割は150万円。3項2目種別割は1,400万円の増額計上です。増額の主な要因ですが、当初の調定見込額に対して実際の調定額が上回ったことや、収納率も昨年並みで推移しているため、収納見込額が増加したものでございます。続きまして7項1目都市計画税は1,200万円の増額計上です。増額の主な要因ですが、固定資産税と同様、中小企業者等に対する固定資産税等の特例による軽減額を1,300万円と見込んでおりましたが、実際の軽減額は98万5,000円となりましたので、収納見込額を増加しております。

次に歳出について御説明いたします。22、23ページをお願いいたします。下段の2款2項1目税務総務費は、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の事業費を一般財源から国庫支出金や財源組替を行ったものとなります。

税務課所管分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。では財政課から質疑を始めたいと思います。歳入から始めた方がいいですかね。歳入の方で質疑はありませんか。そしたら歳出も含めて。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

21ページの2款1項18節の西彼中央土地開発公社事業費負担金の金利上昇って御説明でありました。教えて欲しいんですけど、この借入れ先はどこなのか。また金利上昇っていつからなのか。教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

こちらの方、西彼中央土地開発公社の方で実際に複数の金融機関に入札をさせていただいて、決定をさせていただいているというものでございます。令和3年度分につきまし

ては、入札の結果十八親和銀行長与支店で借り入れをする形になりまして、利率が0.4%でございました。当初の見通し、こちら前年度の借入利率を基に予算を計上しておりましたが、それが0.14%でございます。0.14%から0.4%という形で大幅に上昇したということでございます。こちらの要因でございますけれども、急激なんですけれども、基本的に長与町という地方公共団体と西彼中央土地開発公社の取り扱いは、これまで同等というふうな形で位置付けられていたということでございます。ただ御案内のとおり、十八銀行、親和銀行が合併をなされた。こちらの方で方針が変わったということと伺っています。あくまでも町ではない外部団体であるというふうなことから、基本的なベースとしての考え方が上がっているというところと、その他諸条件によって上昇したというふうな形で伺っているところです。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今のことで。当初契約をするわけですね。契約して、それを合併したから踏襲をしますと。合併して踏襲をしますと、前の契約はそのまま生きますよという形で普通は生かすじゃないですか。が、今の御説明だと町の施設ではない、町の関係ではないって、西彼中央土地管理公社の分だからといっても、当初の契約が生きるわけじゃないですか。それがなおかつその生かされずに、金利が今上昇しているっていう形で上がったっていうのは、契約の中に入ってなかったのかな。そこをもう一度お願いします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

説明の方が不足しておりました。西彼中央土地開発公社の利率を決める借入期間は、こちら毎年、毎年ということで1年間契約になっています。今回上昇したのは、合併して初めての入札であったということでございます。ですので、契約の途中で利子が変わったとか、契約が生きているということではございませんで、当初から合併した期間として入札をされて、その数値になっているということでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

9ページをお願いします。8,244万8,000円の新型コロナウイルス感染症対策地方税減入補填特別交付金、固定資産税の減額でというふうなことだったと思うんですが、このところ8,200万円ほどは、企業の減額する所が少なかったという見込みでよろしいですか。ちょっとどのように理解したらよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

財政課所管分ですけれども、制度自体は税務課の方に関係するので私の方から御説明させていただきますがよろしいでしょうか。中小事業者に向けて、コロナで事業収入が減った所に対して、固定資産税の家屋、それから償却資産、都市計画税の家屋の部分に相当する額を、事業収入が減った所の収入割合に応じて、2分の1であったりゼロであったりというふうな軽減措置がありました。その分で、当初予算のときにはたくさん申請があるだろうと思っていたんですけれども、実際は実績で1,755万2,000円分が軽減の対象となっておりますので、その分が交付金の金額になっていますから、当初予算の見込額が予定よりも申請の方が少なかったため、交付金の方も減額になっているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると時短をする所とか休業する所の需要が少なかったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

今回の税務課所管でもありますこの交付金につきましては時短営業等ではなく、ちょっと読み上げますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が減少した中小事業者等は、事業収入の減少割合に応じて令和3年度の1年分に限り固定資産税の事業用家屋とか償却資産の軽減額が2分の1かゼロになりますという措置です。この要件としまして、令和2年の2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業費と比べて30%以上減少していることというものがまず一つありまして、その30%以上の中で30%以上から50%未満減少した所については2分の1を。50%以上の減少をした所については全額をとということになっておりますので、時短営業をしたから減額ということではないようになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

21ページの12節公会計整備業務委託料ですけれども、恐らく企業会計をベースにしたのを整備されるっていう意味なのか。例えば公認会計士とか税理士に委託して作成されているのかどうか、公会計整備業務委託の内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

今実際委託をしておりますのは、公認会計士に業務委託をしております。こちらも国の方から一定指針が出まして、作成をということで進めてございます。策定するに当たっては、国等から指針が出てございまして、いろんな紆余曲折がございまして、今は一つの統一的な基準というふうなことで、全国同じような基準で作成を求められております。ですので一定、完全に企業会計、水道局の予算書のような形とピタッと一致するということではないかと思っておりますけれども、考え方としては、まず一番大きな資産をしっかりと数字で表現をしようというところが大きな趣旨でございまして、それに伴って企業で作られる財務諸表を、地方の予算体系に合わせた形で表現をしているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かりました。この19万3,000円が減額になっているんですけれども、令和3年度はもう廃止したという意味なのかですね。あるいはいろんな減額になったのか、その辺りを教えていただきたいということと、今まで令和元年度、令和2年度ですかね、この企業会計をベースにしたのが広報ながよにも載っていました。私も見ました、令和元年度分はですね。だから続けてやられるのか、その辺りを教えていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

まずこの19万3,000円が減額でございしますが、こちらもうシンプルに金額が確定をしたというものでございます。ですので、3年度の委託料の金額が補正後の金額ということで236万5,000円という内容でございまして。ですので令和3年度も統一的な基準ということで作成をいたしましたということが1点と、あとこれはもう国の方針でもございます。今後もずっと作成をしてまいるというものでございます。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

21ページをお願いいたします。先程199万5,000円の西彼中央土地開発公社の事業負担金が支払利息の増であるということの御説明だったと思うんですが、そのところはいつからいつまでの利息の変動だったのか、その辺り教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

借り入れの期間でございましてけれども、令和3年3月31日から令和4年3月31日

までの1年間プラス1日でございます。ですので、この期間については同一の利息という形で固定金利でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの先程から出ております西彼中央土地開発公社の負担金で、利率の上昇に伴う分で増額ということでありましたけれども、今後図書館って言いますか複合施設を買い取る場合に、これが何年後に工事着手になるのか分からないんですが、一定財政負担が想定よりも大きくなっていく可能性があるわけですよ。そもそも公社が持つというのが、私が聞いている話だと、町が持つとけば財源があるじゃないかということで補助が付かないということになるので。もしその土地を町が保有しとけば利率は先程の話ですと低く抑えることができる。一方公社が持つということで今後は少し高い利率のまま保有しておくということで。ちょっと頭でまだまとまってないんですが、図書館を着工するまでの間で、その辺りが果たしてどっちが損得なのかっていうのも恐らく計算されていると思うんですが、やはりそういう状況であっても公社で保有している方が有利だというふうな判断で、もしその辺の数字の差なんかも、もし分かっていたらお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

まず利率の動向で申し上げますと全体的に上昇傾向でございます。これは町が借りる場合、公社が借りる場合に至っても上昇傾向というふうに考えてございます。もう一つ具体的な話としまして、ここ非常に複雑なんですけど、図書館用地につきましては、今回補正で上げてございます西彼中央土地開発公社の土地ではございません。土地開発基金ということで既に町の土地開発基金として持っているものでございます。これについて保有をしていることに対するプラスアルファの利子は発生してございません。図書館用地につきましてははですね。ですので、新図書館の建設用地に係る負担については、こことも関係ございませんし、これからもそれを保有していることによって何か費用が発生するかというのは、考慮しなくてもよろしいのかなというふうに思っているところでございます。あともう1点ちょっと複雑でありますのが、今、西彼中央土地開発公社で保有している土地でございますけれども、今回、補正でも上げさせていただいておりますけれども、大きく高田南土地地区画整理事業における先行取得の土地と、あとふれあいセンター辺りの土地というふうな形で整理しておりますけど、その土地の2種類でございます。令和3年度末、今補正して予算要求してございますけれども、そちらを議決いただければ、令和3年度末には高田南土地地区画整理事業の土地開発公社の保有土地は無くなります。ですので、残りはふれあいセンターの用地がここで計上してございます西彼中央土地開発公社

が保有している土地ということでございます。ですので、その土地についてはおっしゃるとおり金利上昇傾向というものがございます。それが1点懸念材料と、もう一つ、今までと異なって、長与町と同等水準の金利にプラスアルファをされる形で金利が乗せられているということでございます。金利も当然いろいろございます。ただ地方公共団体というのは、当然信用が高いわけでございます。一番低い形の金利で借りられていると。ただ西彼中央土地開発公社は今まではそれを同等と銀行の方が見なしてくれていたんですけども、それは一緒ではないですよ、リスクありますよということで利率が上乘せをされてきているというふうな状況でございますので、町の利率よりもさらに上乘せされた形での利率になってくるというふうな懸念はございます。町が借りる一般的な起債は、多くは国が資金を一定掴んでいただいています。ただその一部は、民間の方から融通をしてくださいと言われるものが毎年起債計画上でお願いしたときに割り振られる場合がございます。その場合は町の事業であっても民間、いわゆる銀行の方から借入れをしなければいけませんので、国から借りるよりは民間の方が高いというふうな構図にはなっているということでございます。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今の土地開発公社の関係の金利なんですけども、従来は十八銀行ではなかったのかなというふうに私思うんですけども。これが今課長言いますように、十八と親和が合併をして、それで最初の金利ということでの提示ということで聞かせていただきましたけども、2つの銀行がありますと競争が働いて「うちが安くするのでうちでやってください」とか政治的なものは抜きにして、やっぱり安い方に公共団体としていかざるを得ないということの競争が働くわけなんですけどもね。今まで聞いておりました感じるのが、その競争が無くなって1本になったもんだから、逆に交渉もなかなかスムーズにいかずに、言われるように0.1が0.4になったということの経過のようなんですけども。前もこの合併の問題のときに公正取引委員会の独禁法にかかるんじゃないかというような報道もなされておりましたよね。そういう心配が私も借入れがどうなるのかなというような、あるいは今までのものがどうなる、ふれあいセンターも十数億円を超しておりましたからね。今はまあ7、8億円かなと思うんですけども、そういうものまで波及をしていくんじゃないかなという感じをもってちょっと心配をしておったんですが、まさに今聞かしていただいて、そういう状況にあるんじゃないかなと思うんですが。独禁法にかかるようなことは何ら出てないんですか。それと今まで借りておるふれあいセンターの分ですよ、今ちょっと触れましたけども。これも上がってくるのかね、下がるのか、従来どおりなのか。その辺りちょっとお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

まず金利全般につきまして、冒頭から申し上げておるように上昇傾向、これは国も民間も一律という形で捉えてございます。特に民間、ことこの長崎県における銀行、その金利状況に至っては、正直上昇の幅が大きいなというところは実感してございます。実際の実務につきましても、金利のみならずいろいろな形での業務の一定の地方公共団体の負担でありますとか、そういった話は聞いてございますので、これが独占禁止法に抵触するかどうかというところは分かりませんが、従来のような形よりは、そういったことが一定強い形でコストが上がってきているのかなというふうな印象は持っております。あとこちらはその状況はございますが、その中でも金利についてはですけども、民間であっても入札の方は引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。ですので、傾向としてそこはもう一定受け入れざるを得ないところも現状としてあるのかなというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

独禁法にかかるような事態ではないのかなという、これは合併の当時から先程言いますようにそういう心配があったり、報道がなされたりしておりましたけども、それには値しないということもあつたらうというふうに理解をしとるわけですけどもね。ただ競争が働かないような状況になってしまったわけですので、この点やっぱり融資機関に頼らざるを得ない面も多々ありますよね。単独事業なんてましてやそうですからね。ところがそれはそれとして、言われる通りにうちからも、もう交渉の余地もないような状況は作り出さないように、部長もおられますので十分肝に銘じて腹を据えて協議をするようなそういう姿勢で、言われるとおりに「ああそうですか」と言うんじゃなくて、交渉でそれが成り立っていくというような、そういうものが町民のためにもなっていくわけなんですから、頑張ってくださいなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

1点回答漏れがございました。今借りている中での利率の上昇はあるのかというふうな御質問に回答しておりませんでした。基本的に利率は固定金利というふうな形でそのときに確定をさせていただきますので、今からの分だけということ御理解いただきたいと思っております、影響があるのはですね。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

もう1点だけ確認をさせていただきたいんですが、西彼中央土地開発公社の事業費負担金に関してなんですけれども、これまでは町と同等ということを見ていたけれども、恐らくそういう金融業界も今経営が厳しいというのも背景にあるんじゃないかと思うんですよね。そういうことも重なって「いやリスクがあるから」ってそういう形で持っていられるのも一定分かるんですよ。一方で長崎県の土地開発公社がありますよね。私も見てみたら、市町村の依頼を受けて調達した資金により公有地の取得とか先行取得等々の事業をするってなっているんで、もしこの利率が、県の土地開発局公社の方が安いということだったら、長与町と県の公社で掛け合って、こちらの方に移すということも検討できないのかなという気もするんですが。利率がこちらもやはり上がっているということならもう意味がないんですが、その辺りの検討とかいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

まず県の土地開発公社と西彼中央土地開発公社、ある意味別団体でございます。もうそれが独自の団体でございますので、長与町がこうして欲しいというふうなことはまた別のところでの意思決定にはなるというのが、まず1点ではございますが、それを踏まえても、今、西彼中央土地開発公社、長与町と時津町が構成でございますけれども、新たに土地を購入するというふうな状況は今のところございません。仮に購入する際に、今ある西彼中央土地開発公社ではなく県の方をお願いをするとか、利率が明らかに違ってあったり、ただその場合は当然事務費がプラスアルファで発生をしまっているというところも想定をされます。ですのでそういった事務コスト、その利率、あとそもそも西彼中央土地開発公社としての使命は、2町の先行取得というところでもございますので、そうすると公社の存続的な目的でありますとか、そういったものも一定考慮しなければならないのかなという問題もございます。ですので別枠で見ますという説明は、入札をして結果をいただいた際にお話はさせていただいたんですけれども、これも大きなグループの中での決定というふうなことも言われまして、一銀行、金融機関という判断だけでもなかなか難しいところもあるということでもございました。ですので先程からいろんなデメリットと申しますかそういったところの御指摘ありますけれども、それを踏まえてやはりできることを丁寧にやっていくしかないんだろうなということで考えてございます。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。それでは政策企画課の歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。10、11、12、13ページの歳入に、22、23ページの歳出です。よろしいでしょうか。

では後程戻っても構いませんので税務課の審査に移ります。税務課の歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

7ページ、先程言われました2,600万円の法人税の2.7%から6%に変更という御説明があったんですが、これは大体、事業者の件数というか内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

まず先程の税率なんですけれども、9.7%から6%減になっております。これが法人税割なので、今、数字を持っていないんですけれども、法人税割の課税される事業所に対して、国税の法人税額に対しての税率が9.7%から6%に令和元年の10月以降の事業年度が開始する分から変更になっております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、それは事業者自体の収入減というところで、このコロナ禍が影響してのことなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○税務課長（村田佳美君）

この税率の減というのは国の施策によって減額されたもので、コロナの影響による減額というものではございません。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。では部全体の質疑でも構いません、ありませんか。それでは企画財政部の審査をこれで終了いたします。お疲れ様でした。それでは暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これより健康保険部健康保険課の審査に入っていきたいと思えます。提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは健康保険課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算（第13号）に関する説明書により御説明をいたします。

まず歳入ですけれども説明書の10、11ページをお開きください。14款1項1目民

生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の額が確定をいたしましたので、62万7,000円を増額計上いたしております。同じく2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金4,550万円を増額計上いたしております。次のページ、15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金は全て当課所管でございます。国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療基盤安定負担金は、額の確定によりそれぞれ10万9,000円の減額、123万4,000円を増額計上いたしております。

次に歳出ですけれども24、25ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費27節繰出金の長与町国民健康保険特別会計繰出金ですが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定、並びに事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の見込額により222万円を減額計上いたしております。次のページの3款3項3目後期高齢者医療費18節負担金、補助金及び交付金につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金の額の確定によりまして、345万9,000円を減額計上いたしております。27節繰出金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により164万5,000円を増額計上いたしております。4款1項1目保健衛生総務費は、地域創生臨時交付金充当により財源組替でございます。2目感染症予防費7節報償費は、集団接種時の医師、看護師の謝礼で、732万円を増額計上いたしております。12節委託料の一番上の予防接種委託料のうち、当課所管分は3,568万9,000円でございます。こども政策課所管がマイナス1,800万円ございますので、予算上は1,768万9,000円となっております。こちらが個別医療機関等に支払う接種費として増額計上をいたしております。次の感染症廃棄物処理委託料は、集団接種時の廃棄物の処理委託31万7,000円を増額計上、会場設営委託料は集団接種時の会場設営の委託で217万4,000円を増額計上をいたしております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま説明が終わりました。質疑に入っていきますが、そう多くないので歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

新型コロナ感染症の臨時交付金であります。この補正予算でこれはオミクロンの第3期予算という、コロナの補助金というところで、何%ぐらいこれを見込んでいるんでしょうか、何人ぐらいの接種。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

先程臨時交付金っていうことと言われたんですけれども、臨時交付金は今回うちが補

正をしておりませんで、4款1項1目の財源組替の部分だけになります。予防接種につきましては、歳入側は14款1項2目のワクチンの接種対策費国庫負担金の方を充てております。こちらを充当させていただいているという前提で、件数ですけども今回は1万1,000回分を計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

65歳以上かな、高齢者の分が対象かなと思うんですが、その1万1,000回分には65歳以下の人たちのは入っていないというところでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の補正に何名分入っているっていうのは今試算をしておりませんで、2月末現在の接種の実績でいきますと、65歳以上の高齢者で3回目が終わっている方が6,700人ほどいらっしゃいまして、接種率でいうと57%ぐらいになっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

27ページの予防接種委託料なんですけども、4月以降の分とかはどうなっているのか何かあればお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

4月以降につきましては、4年度の当初予算の方に上げさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。

ないようですので、健康保険部の審査をこれで終了いたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これより議会事務局の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは議事課所管分について御説明いたします。

説明書の16、17ページをお願いします。歳入になります。20款5項1目雑入の5行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金は、県町村議会議長会主催の研修が中止となったことにより全額減額しております。

説明書の20、21ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目議会費につきまして、1節の一般事務補助パート報酬から8節旅費は、実績見込みにより減額しております。以上で説明を終わらせていただきます。御審査方よろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっと外れているかもしれないんですが、その市町村議会の研修ですが、先月、北川先生も議会の方でお呼びされる予定だったのが結局コロナの関係で来崎できなくて、そういったのもキャンセルっていうところ入っていますよね。そういったところはこの中に含まれているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

今言われた北川先生の方は町主催の研修になっております。この分は県の町村議会議長会主催の研修分になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかありませんか。ではこれで議会事務局の質疑を終わります。お疲れ様でした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これから議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）、総務厚生常任委員会所管分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）の総務厚生常任委員会所管分の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時15分まで休憩。

(休憩 12時00分～13時15分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

これより議案第7号長与町敬老祝金支給条例についての審査を行っていきます。本案について提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、高齢者に関するニーズが多様化している中、高齢者の外出の機会や健康づくりを支援することを目的として、現在70歳以上の高齢者を対象にバス利用券、タクシー利用券、または健康づくり助成券のいずれかを1,500円分交付しているものを2,500円分に拡充することに伴いまして、敬老祝金の支給額について改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、本日お配りいたしました資料を御覧願います。1枚目の新旧対照表ですが、第2条支給要件につきましては、77歳を廃止することに伴い、表現を分かりやすく整理したところでございます。次に第3条敬老祝金の額につきましては、第1号の77歳を削り、第2号を第1号とし、同条第3号の100歳を8万円から5万円に改正を行うものでございます。また資料の2枚目では、支給額の改正前と改正後の比較を掲載いたしております。改正後の金額では264万円の減額となっておりますが、この分を高齢者交通費・健康づくり助成事業へ充当するものとなっております。

以上が今回の改正内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず敬老祝金と交通費の助成、何も関係ないと実は僕は思っているんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

敬老祝金事業と交通費助成金につきましては、全く別の事業となっております。しかしながら高齢者の事業に関するものとして、総合的に見直しをしてきた経緯もございますし、他市町におきましても高齢者の事業を、様々な工夫をされながらいろんな事業を、本町よりも良い事業もございますし、本町よりもちょっと額が少ない事業もございます。そういったものを比較しながら総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ほかの自治体と比較っていうことなんですけども、自分も幾つか調べたんですけども、やっぱり一番近い時津町とどうしても比べてしまうんですけど、だいぶ長与町の方が助成金自体も低くて、その辺はどういうふうに比べてこの金額になったのかっていうのを。あとそもそも今のタイミングで出てきたっていうところをお教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

委員おっしゃるとおり、時津町につきましては確かに見直しが行われていないため、100歳については10万円になっております。しかしながら県内全体を見ますと、100歳の祝金自体をやっていない自治体もございますし、その中で100歳を行っている自治体が15自治体ございまして、その中でも5万円を採用している自治体が多くございます。そういった県内の自治体、総合的に判断をしながら金額は決めさせていただきました。続きましてタイミングにつきましては、先程も申し上げましたけども、高齢者の事業を見直すタイミングで、減額だけをするのは当然理にかなってないというふうに思っていますので、今回は全体としましては増額をするということで計上いたしておりますので、敬老祝金につきましては減額でございますけれども、高齢者の事業につきましては、総合的に増額ということで、御理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同様の質問になると思うんですが、時津町が私が調べた範囲では、77歳が1万円、88歳が3万円、100歳が10万円となって、長与町は今回の改正で88歳も時津町よりも安い2万円、1万円減ですね。100歳については、時津が10万円ですので半分となるんですね。従来からよくおっしゃるのは、うちがしていないときに近隣市町村の動向を見て進めていきたい。あえてここで減額を先行させる、それも大幅ですね。長与と時津って、長崎市と比較するよりも時津と比較する方が多いですね、いろいろと。人口も若干向こうは少ないですけど似ている、財政状況も似ているとなったときに、ここまで思い切ったというのは、単なる高齢者交通費助成事業だけが原因なんですかね。高齢者助成事業を時津町は5,000円ですか。ただ、これが免許を取得していない方という限定にはなるんですけども、ちょっとあまりにもというのが一つですね。それと本会議上でもあったんですが、やはりこういった件は当事者である方々の意見聴取が私は必要だと思うんですよ。何でこのタイミングかっていうのが。コロナ禍で、本会議上で意見聴取もまだできていないような答弁でしたよね。联合会の方にちょっとお聞きしたぐらいと

いうふうに私は感じたんですが。もっときちっと意見聴取ができるような状況で、改めて理解を得た上でこういった改正を求めることに至らなかったのでしょうか。この2点お伺いします。時津町とあまりにも差異があるということと、当事者である敬老者への意見聴取が、私はまなっていないと思うんで、そこのところ2点お願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

話が少し遡りますけれども、平成30年に交通費助成券の事業を開始させていただきました。その当時のことを振り返ってみますと、平成29年度までは入浴補助券事業というのがございまして、これがあまり町民からの意見としては「使い勝手が悪い」であったりとか、なかなか交換率も伸びなかったりとかしたものですから、どうしても見直しをしたいという思いがございました。その中で平成29年に15か所ほど訪問をいたしまして、アンケート調査も得て情報を集めまして、平成30年に高齢者に関する事業の見直しを行いました。要は入浴補助券が1,800円から、交通助成券の方は1,500円に減額をしたわけでございますけれども、大変窓口の方では喜ばれまして、そういった状況も見ながら見直しの方は進めてきた次第でございます。時津町の方は、その当時は交通費助成券の方は無くて2年前に導入をされました。金額を比べますと確かに長与町の方が少ないものですから、比較をすると長与町の方が劣っているように感じられるかもしれませんが、本会議で申し上げましたとおり、対象は広く利用しやすい券になっておりますので、その辺は利用率等を見ながら、今後も検討していきたいというふうに考えております。続きまして2点目の意見聴取についてでございますけれども、見直しをする際、できる限り説明を進めていきたいというふうに思っております。準備を進めてまいったんですけれども、なかなかコロナ禍で高齢者の方が集まる場というのがなくて、サロンであったりとか、認知症予防事業について訪問したいというふうに申し出をしておりましたけれども、開催自体がされておらず、かなうことができませんでした。別の方法としまして、例えばパブリックコメントを行ってというのも考えましたけれども、前回は説明した経緯から考えてみますと、説明をして内容を理解した上でアンケート調査を行ったんですね。要は書面だけ見て判断をするというのはなかなか難しいのかなと思ひまして、直接説明させていただきまして、説明を聞いた上でアンケートを書いていただく、その方法が一番良かったのかなというふうに考えておりました。なかなか今回は実現するのは難しかったという状況でございます。ただ老人クラブ連合会の方に説明に行きましたけれども、その際には大変今回の見直しについては喜ばれました。これは本会議で申し上げましたが、そのときに頂いた意見につきましては反映させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

喜ばれたっていう意見は、多分交通費助成事業の方の件だと思うんですね。今議題になっていることは、喜ぶ方って多分いないのかなと思います。私さっきちょっと言ったんですけども、このタイミングですよ。逆に言えばもうちょっと周知の期間を置いて、というのは、77歳の方貰えないんですよ。去年76歳の方が77歳、もしかしたら貰えるなって思っていた方もいらっしゃると思うんですが、そこをスパッと切ってしまうんですよ。だから私は財源が厳しいとか、別の事業に費用を充てたいっていうのは、理解はします。ただあまりにも唐突過ぎる。それともう一つは、私たちも今回こう議案が出て間がないですよ。事前に執行部から説明は全く受けていませんので、私たちも地域の方々に意見聴取する時間もないんですよ。敬老会があっているわけでも、今までまん延防止期間中でしたから、そういった活動もあっていない。なかなか個別にお伺いするしか意見聴取をする機会がないということで、私は、本来で言えばもうちょっと早く出して、もうこれ4月施行になるんでしょ。もうこの何週間しかないタイミングで出されるんじゃないかと、12月議会でも9月議会でも出せたと思うんですよ、出そうと思えば。あるいはもう今回あれならば6月議会に出して次年度から、そういかなかったのはやはり財源、交通費助成を急ぐあまりのことなんじゃないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今回、介護保険課の保険者機能強化の交付金を利用させていただくんですけども、その金額の内示が来るのは年明けでございましたので、そもそも事業自体ができるのかどうかについても、なかなか見通しが立たない状況でございました。そういった中、介護保険課の方から交付金を利用できる見込みがあるということをお伺いしたので、それをもって事業の方を、見直しを進めていこうってことで準備の方はしておりましたけれども、どうしても財源の目当てがなかったものですから。平成30年の見直しの当時から1,500円という金額自体は、いずれ増やしていきたいというふうに考えておりました、その当時からずっと検討の方は進めておりました。そういった中でやっとな財源のめどが立ったっていうことで、今回上程をした次第でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も正直言って、ちょっとどうなのかなという気持ちがあるんですけども、一つは同僚委員も言われたように少し唐突だなと、唐突過ぎやしないかという思いをしております。なぜかと申しますと、以前公共施設を有料化したときがありましたが、そのとき議会もそれで議決になったんですが、そのときに住民から議会報告会で猛反発を受けまして、一つはそういう経過もあったもんですから、やはり住民に対する説明は丁寧にやっといかんといかんというのが、恐らく行政の皆さんも、私たち議員も学んだ部分だ

と思うんですね。そのあと生涯学習課の分なんですけども、上長与公民館の入浴施設のボイラーが故障して、これはもう廃止しようというふうになったときは唐突じゃなくて、事前に住民の皆さんに集まってもらって声を聞いて、そして町として考えを取りまとめて、それを皆さんの前でまた報告して、それから条例の改正を議会に出すっていう手順を、住民に聞くという手順を踏んできたんですね。もう一つは、これは条例と関係ないですけども粗大ごみの出し方を変えとか、紙類も今度から出すっていうのも、突然じゃなくてやはり周知期間というのをこの間持ってきたのは、やっぱり住民の皆さんが混乱しないように、住民に不信感を持たれないようにということですとずっとやってきた流れがあるもんですから。少しずつ行政も議会も考え方が、住民に対しては丁寧に時間も取ってやっていくというふうにした方が良いんだなとなってきたと思っているので。そういう点から言うと今回提案して、これがもし議会で議決になったら、恐らくまた住民の皆さんから「私たちの声を一切聞かずに行政と議会だけで勝手に決めとる」ということで、行政も議会も不信を持たれると大変心配をしているんですね。ですからその辺りのもっと丁寧な対応が必要じゃないかというのが一つと、それから総合計画の中でも、今の時代にふさわしい行政サービスを提供していくためには、広聴機会を充実させんといかんという、みんなからもっと聞かないといかんということを新たに書き加えているんですね。そういう点でも、やはりそういうことをもう少し丁寧にやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

委員おっしゃるとおり、説明の方は丁寧に進めていかなければならないというふうに感じておまして、今回も是非ともそうさせていただきたいという思いもございました。しかしながら、1,000円増額ということで何とかこれを実現させたいという思いがあったのも事実でございまして、やっとそれが実現をするという可能性が出てきたときに、住民にとってはどちらかと言えばメリットなのかなというふうに感じまして。あと、平成30年のことになりますけども、当時いただいたアンケートの結果がございまして。その中身については当然当時のアンケート結果ですので、必ずしも正とは言えないとは思いますが、内容につきまして少しだけ申し上げますと、例えば100歳の祝金につきましては「10万円もらっても家族に配るだけだ」という意見もたくさんございました。「減額をしても良いよ」という意見もたくさんございました。そういった意見を踏まえて当時見直しに至ったんですけれども、そういった状況も判断材料としては見ながら、今回見直しをさせていただきました。高齢者の意見は当然もらった方が良いのはそのとおりなので「そのまま継続して欲しい」という意見も多数ございましたけれども、当時の結果によりますと、敬老祝金につきましては、継続が3割、縮小廃止が5割ということで、減額を求める意見が多数ございましてそれを反映させていただいた次第でございまして。当然こ

れは当時の結果でございますので、今回とは違いますので、必ずしもこのとおりとは言えませんけれども、参考としては目安になるのかなというふうに考えております。おっしゃるとおり説明の方は是非とも、もっと今後とも続けていきたいというふうに考えておりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認をいたしますけど、敬老祝金と交通費の支給助成は全く一緒のものなんですね。先程も質問の中で別ということを書長があえて言われましたけど。私からも確認をしたいと思うんですが、全く別なんですね。それをどうも説明の中で合体してしまって混乱してしまっておるといのが私どもの受ける感じなんですけども、別なんですよ。確認です。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

事業については全く別物となっております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう一つ確認で、4日の議案提案のときに八木議員が質問されましたよね。そのときに改正の理由を書長は平均寿命が長くなると。私の間違いかもしれませんが、男が80歳、81.4歳か、女が87.何歳か。よって廃止をしましたという、そういう発言をしましたけどもね。間違いはないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

77歳につきましては平均年齢の話をさせていただきまして、男性が81.64歳で女性が87.74歳というお話を申し上げました。しかしながらこれをもって廃止っていう決断をしたわけではございません。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

それじゃ元に戻して、福祉のこの祝金の趣旨はどのように理解をされておりますか。どういふことでこの祝金を出すようになったのか理解していますか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

本町に居住する高齢者に対しまして、長寿を祝福しそのお祝いをするために、敬老の祝いの意を表して祝金を差し上げております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

私ひもといってみたんですね、どうも混乱しとるのでその辺りからも。この敬老祝金の支給条例は昭和45年9月30日に提案をされておるんです。近藤町長時代だったろうと思うんですね。何て趣旨に書いてあるかと言いますとね、説明をしたかと言いますと、老人の日という祝日が設けられまして、老人を慰め、かつまた優遇する措置が講じられつつありますと。お年寄りの方を楽しく老後を過ごしていただいて、なるべく長生きしていただきたいということを願いたしまして提出をいたしましたということで議事録に載っています。これ私が抜粋して申し上げましたのでね、帰ってから必要だったら見てください。若干経過を申し上げますと、担当はそのとおり存じておると思うんですが、最初5,000円ぐらいだったというふうに思うんですけど、その後平成17年3月に改正をされまして、これは葉山町長時代ですね。77歳を1万円にして、88歳を3万円、100歳を10万円にしておりましたね。ここで、若干あとでまた改正があっておりますけども、まずそういう金額になった。それから21年12月議会に提案がありまして、金額の改正はせずに、文言の100歳に達する日なんだ云々という文言の趣旨の改正をされておられます。それから今の吉田慎一町長になって、平成30年3月に77歳の1万円を5,000円に、2分の1の減額をしています。88歳3万円が2万円、それから100歳の10万円を8万円に改正をされました。今回は見ての通りの77歳はゼロ、88歳は2万円そのままです、100歳以上が8万円を5万円です。こういう改正案なんで、なぜか吉田慎一町長になってから、先程もちょっと出ましたけども、公共施設の町民の使用料の値上げをポカッとやったわけなんですね。私も個人的にはもう相当あちこちからやられました。それも唐突と言えば唐突ですね。今回もそうでしょう。そういうことの経過を踏まえていきますと、やっぱりその敬老祝金の金額がどうあるべきかという議論したのかなということを思うわけなんですよ。敬老祝金は77歳、88歳、100歳ですから、そこになったときにもらえる。ところが健康づくり関係は70歳以上全ての人にやるわけですね。だからその全ての人にやる1,500円を2,500円にしようが、しまい、それは町がやればいいわけですよ。条例でも何でもないわけですね。だから、今提案されとるのは敬老祝金の支給に関する条例改正ですから議会に提案があつておるわけですね。だから町の執行でできるものと、議会の議決を経なければできないものと、きちっと区分けをして、なぜ今回の改正にしなければならなかったのか。経過と、それと住民の意見を聞いたのかと。聞いてないじゃないですか、今までの話でね。そんな唐突に出して。やっぱり住民の理解を得ることが一つと、それと議会が理解を得られるもの、そういうものをきちっと整理をしながら提案をしていかなければ、もし得られなければ実現ができないわけ

ですよ。だから住民には今後説明していきましようというのは本末転倒なんですね。全く考え方が裏腹になっておる。どうですか課長、ちょっと長くなりましたけども。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

敬老祝金につきましては、本会議で申し上げましたとおり、町民の介護予防だったりとか、健康づくりのために少しでもできることはないかというふうな考えの下から、祝金と直接関係ないかもしれませんがどうしてもそういった思いで、高齢者の交通費・健康づくり助成事業の方を何とか増やしたいという思いで、どういったことをできるかっていうのをずっと検討をしまいいりました。その結果、敬老祝金の方は縮小になりますけれども、例えば高齢者に使える予算であったりとか、こども政策課の子どもの方に使う予算だったりとか、一定制限がある中で、何とかこう工夫をしながら、皆様に喜んでいただける方法を考えてまいりました。その中でやはりこの方法が一番良いのかなというふうにこちらの方では感じましたし、当時アンケートをとった結果でもそのような結果になっておりましたので、今回は先程からおっしゃるとおり説明の方は十分でないかもしれませんが、当時の意見を参考にしながら進めさせていただいた次第でございます。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

先程の担当課長の提案理由の説明も、バスとかタクシーとか健康づくりというものを発言して、1,500円を2,500円にしますということで改正に至りましたというような説明をされたわけです。ということは、関係ないわけですよそれは。あくまでも、それは役場の中で考えること、財政辺りが考えることは全体的に、相対的に考えますよね。担当課長が総合的に物事を考えますなんて、若干違うんじゃないですかね。自分の所管の範囲内の中で物事を判断しているように感じられるわけですよ。ということは、一方を削って一方を出すための財源をどうしたら良いだろうと。健康づくりをどうしても出さないかと、それ出せば良いわけでしょう。ところがその財源を、ここに資料をいただいて私も聞こうと思ったんですけども、264万円浮かしておりますね、この中でね。計算をして、人数が分からなかったもんですから聞こうかと思ったんですが、別紙をいただきましてよく分かったんですね。そうしますと264万円を浮かせて、その浮いたやつを健康づくりに持っていこうということもはっきり言われたとおりでですね。福祉の分野を担当する人たちは、今の祝金の条例は改正をしていただかんと、議会の理解をいただかんと改正できないわけですよ。そういうものを頭の中にきちっとたたき込んで、それが実現したら次に健康づくりをどうするのかという、手法はいろいろありますけども、その内輪の中での議論だけに終わっているんじゃないかというような感じをするんですね。庁内で、財政等を含めて政策決定の過程はどうだったんですか。それを説明してください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和4年度の予算を編成する際に、副町長、町長の方に相談申し上げまして、まず町長の意向を確認させていただきました。その結果をもちまして財政と協議をした次第でございます。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。ほかありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この敬老祝金、私どもの自治会でも改正が進んでおりまして、いわゆる長寿命化で自治会の財政が圧迫しているということでだんだんこの年齢を上げてきているんですよ、今、実際ですね。そうすると77歳は今390名ですか、この試算ではですね。将来77歳は幾らになるのか、人数がね。88歳は幾らになるのか。100歳は何人になるのかというシミュレーションは立てているんですかね、将来。そうすると77歳は増えるっていうことであれば、それぞれ財源が増えていくわけですよ。だから、今私どもの自治会で進めているのはそういう財源の問題で、だんだん長寿命化していった見直しをとるわけですけども、そういう観点からの改正案っていうかな、それはしていないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

見込みの方は一定推計をしております、77歳につきましては令和5年度が344人、令和6年度が532人、88歳の見込みにつきましては令和5年度は213人、令和6年度が274人、100歳につきましては令和5年度が18人、令和6年度が33人という見込みを持っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そういうシミュレーションを立てて、だからこうなったんですよっていうその理由付けがはっきりすれば納得しやすいんですけどね。そういう観点からの理由付けは無いんですかね。先程から高齢者の交通費とか結果的に充当するっていう意味なんだろうけども、これはこれでちょっと外してもらって、ここの祝金だけ、どういう理由でこうなったか、先々を考えてね、財政が増えるんでしょ、88歳も増えていくんでしょ、人数が。77歳も増えていくのかな。それから100歳も増えていく、5年後とかなったら、財政はこういうふうに逼迫しますよっていう前提でこうしますという考え方ですよ。ここをしっかりとしないと、住民から聞かれた場合に説明できないということになるわけですよ。

ね。高齢者交通費、健康づくり、これとはもう全く別物だから、内容的にはね。敬老祝金は今私ども自治会で見直していますが、皆さん増えてきとるから財政を圧迫しますねという話になるわけです。だから、例えば77歳はもうやらないとかね、88歳とか100歳にはやりましようとかね、そういう理屈になってくるわけです。だからそういう考え方が、どういう考え方なのかそのところを説明して欲しいわけ。例えば100歳は8万円だけども5万円にしますと。考え方によっては100歳まで生きるっていう人は本当に少ないわけですよ、23名しか。そういう人たちに100歳まで生きてきたね、じゃあ祝金を、例えば少ないけども贈呈しましよう。だから8万円を削るっちゃうのも、少し乱暴過ぎるんじゃないかなと思うわけです。77歳を削るまでは良いけども、むしろ88歳を削るべきじゃないかなと思ったんです、逆かなと思ったんです。100歳はそのままにしてね。100歳まで生きるっていう人は本当希少なもんです。そういう御老人に対して、やっぱり尊敬の念を持って祝金を差し上げるとというのが普通の感覚じゃないかなと思っているわけです。だから考え方をしっかり立てていかないと、町民に説明できないということなんです。自治会もそういう方向で動いているのは確かなんです。どこの自治会も恐らくそういう見直しをやっているわけですから。だからそういう自治会の考え方と符合するような考え方ならば、ある程度納得できるんじゃないかなと思うわけです。長与町は、先程公共施設の料金の値上げでもものすごく反対されたんですよ、町民から。だから不利益になるものは、やっぱり事前に説明しておくというのが一番大事なんです。公共料金も説明不足だったんですね。だからああいう結果になったんですよ、公共料金の値上げは。町民に対しての説明不足だったんですよ、あれ。だから相当な反発を食ったんですよ。だから、ああいう反発を食わないようにせないかんわけです。だから私が言ったような基本的な考え方を教えていただきたいと思います

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

敬老祝金事業につきましては、確かに敬老をお祝いするっていう趣旨からしますと、これだけを考えていくべきなのかなというふうに思われますけども、先程から申し上げましたように、どうしても高齢者に対する事業として総合的に判断すべきだというふうに考えましたので、仮の話ですけども、今回改正をもしした場合、70歳の方からプラス1,000円のメリットが出てくるわけです。99歳に至るまでが、今回のプラス分はずっと毎年1,000円ずつプラスになっていく。敬老祝金の削減額と比較をしますと、仮にですけども、99歳の方が2万5,000円のプラスのメリットが出ます。要は70歳から99歳までにつきましては、全ての方がプラスになるという結果になっております。100歳以上につきましては、100歳の方だけがマイナス4,000円、101歳がマイナス3,000円、102歳がマイナス2,000円、103歳がマイナス1,000円ってことで、ここの部分だけがマイナスになりますけれども、総合的に見てプラスになる

という判断で提案をさせていただいたわけですが、敬老祝金単独で見れば確かに減額ということになりますので、趣旨からするともっと丁寧な説明が必要だったのかなというふうに考えます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が言いたいのは理屈なんですよ。敬老祝金の例えば8万円を5万円にしましたと、この理屈は何なのか。88歳の2万円は据え置いたのか、77歳何でゼロにしたのかと。この一つ一つの理由付けが大事なんです。だから77歳をゼロにしましたっていうのは何ですか。88歳を据え置きにしたのは何ですか。100歳を8万円から5万円にしたのは何ですか。それぞれの理屈を教えてくださいというのが、さっきの質問ですよ。だからそれを言っていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

町といたしましては、健康づくりだったりとか介護予防を応援したいという趣旨でございまして、元気なうちにお金を使っていたきたいという趣旨もございまして。77歳につきましては平均年齢の考え方というのはやはり一定ございまして、県内のほかの自治体につきましても、77歳については行っている自治体が長与町を除きまして3自治体となっております。これも参考の一つとさせていただきました。88歳につきましては、実際お金をお渡しするわけですが、大変お元気な方も多くて、実際外に出て活動されている方が多いという印象を持っております。そういった中で、御自身で活動するためのお金として使っていたきたい、お祝いを差し上げたいという思いで据え置きとさせていただきます。100歳につきましては、本会議で申し上げましたとおり、町長が向いてお祝いを差し上げている次第ですが、やはり入院をされていたりとか、寝込んでらっしゃる方が多数いらっしゃいます。そういった中で、やはりどうしても本人にお祝いを差し上げたい、何とか使っていたきたい、家族に使うことも当然良いんですけども、ぜひとも御本人の元気づくりに生かしていただきたいという思いで減額とさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

交通助成金の方、一応僕は関係ないと思っているんですけど、よくよく調べてみたところ、令和2年度は予算が1,109万3,000円で決算が793万幾らと、3割程度の人が使われてないということですよ。その人たちが不健康でもうバスにもタクシーにも

乗れないような人とかがいたとしたとして、その人たちは交通助成金の恩恵にあずかれずに、祝い金も奪われるみたいな形になるのかなと思うんですけど、そういうケースは考えられましたでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和2年度で申し上げますけれども、町から助成券の交換のハガキを対象の方にお送りをするんですけども、それを公民館だったりとか役場に持って来てもらって交換作業を進めます。その交換率が78.8%。交換した人の中で実際に使ったのは77.4%でございました。以前、入浴補助券のときが交換率は42%ほどで利用率が多分36%ほどだったと思います。かけてみますと、実際の利用率が入浴補助券で16%程度、現在が64%程度というふうに考えられますので、確かに完全に使い切るというのは難しいです。ですので施策をするに当たっては、やっぱり率を上げていく必要があるというふうに思っています。そういった意味では、前回の見直しについては金額が減ったにも関わらず大幅に伸びたわけですから、見直しとしては良かったのかなというふうに考えています。今後も金額の増額をすれば当然利用者は増えてまいりますので、交換率は上がってくるものと考えていまして、利用率の方も上がってくるというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

これが現金で全員に配るってなら理解できるけど、結局交換に来なかった人っていうのはもう、寝たきりの人とか全く何の恩恵もあずかれない状態になるじゃないですか。そこを聞きたいんですけども。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

当初申し上げましたとおり、この事業が高齢者の健康づくり介護予防を目的としておりますので、現金じゃなくて一定の目的のために使っていただきたいと思っています。なので外出をするきっかけであったりとか、例えばそのハガキを送って交換に来る、この作業だけでも外出の一步になります。そういったことも含めて、手間ではありますけれども用事を作ること、どっかに外出に行く目的を作ること、お風呂券が残ってるのもう1回お風呂に入りに行こうと思うこと、そういったことが全て外出のきっかけづくりになるというふうに考えておりますので、現金ではなくてこういった目的を持った利用券として発行させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

健康な人が健康を維持するための事業をするために、不健康な人が祝金をもらう機会を奪われるということについてどう思うかということですよ。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

おっしゃっている趣旨分かりました。ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり寝たきりだった場合とかは難しいと考えますけども、その点、一定検討する必要があるのかなと思いますので、これは今後の検討課題とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（金子恵委員）

ほか質疑はありませんか。よろしいですか。ではこれで質疑を終わります。

しばらく休憩に入りたいと思いますので、所管の方には一旦退席をお願いいたします。
(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきましては、いろいろ質疑応答があったんですけども、皆さんしっかりと納得されて、次の採決までに踏み込めるような状況ではどうもないような感じがするんですけども、そこを論点の整理とか今行うようにして、このまま委員会の状態で自由討議に入りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではこの条例改正案につきまして、皆様の考えている内容ですね、採決に至るまでの疑問点とかあるかと思えますけれども、そちらの方それぞれにお聞きして、また改めて考える機会にしたいというふうに思うんですが。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

進め方についてお尋ねします。今日それを決めるってということで理解して良いんですか。

○委員長（金子恵委員）

一応このままの流れとしては、自由討議を行ったあとに休憩を取ります。休憩の中で、それぞれが否決なのか、そういうものをそれぞれが考えられると思うので、もし採決を今日するというのであれば、もう今日終了させても構わないかなというふうに思っております。ただいろんな考え方があって、継続審査にするとか、修正案を出すとか、いろんな方法あると思うんですけども、この中である程度まとまらないことには結果を出せませんので、一応皆様の意見をお聞きしたあとに、そこはまとめていきたいというふうに思っておりますけど。よろしいですか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今委員長が言ったように、みんなの意見を聴取して、それで継続にするか、今日採決するかっていうことを決めるというふうに理解して良いですか。

○委員長（金子恵委員）

はい、そのつもりでおります。どなたからでも結構なんですけど。

安部委員。

○委員（安部都委員）

私としては、この議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部改正する条例には反対なんです。ですので修正案を出すなり、否決するなり、また継続審査するなり。でもそのところは皆さんと一緒に何か協議しながらいかないといけないなと思いますが、それもそれぞれの意見を合致していかないと、それは執行部側にも考える余地を、これ否決したとしても考える余地をしばらく与えないといけないので、その後の修正案もね。というところで、今日、否決もして良いかと思います。しかし、しばらくは時間が掛かるのかなというふうに、修正案にしてもね。協議が必要なのかなというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

安部委員がおっしゃったのは自由討議とはちょっと違うのかなと思うんで、私は自由討議として発言させていただきます。まず皆さんの意見、質疑をお聞きした中で、まずこれがお祝いのお金ですね、お祝い金。その気持ち、祝金条例が制定されたときの趣旨も参考になったんですけども、お祝い金として大事にすべきだなっていうのが一つ。それと、私もこれ質疑の中で言ったんですけども、やっぱり住民に対する説明、これは事後説明ではなく、やはり事前に説明をすべきというのが2つ目。それと、健康づくり助成事業分とは関係ないとか言いながらも、全く別事業、それも私は理解しているんですけども、ただ老人福祉費ですか、全体として見たときの町の持ち出し負担、それもやっぱり今後考えておかなければいけない。そう言いながらも健康づくり助成事業も高齢化すれば、これもまた莫大な額になってくるわけですね。敬老祝金以上に大きな額になってくる。それ執行部から説明は全く無かったんですけども、そこも押さえておかなければいけないのかなっていうのが一つ。あとこれは執行部に対する不満というか、都合の良いところは他市町村を参考に、他市町村ここはしていない所が多いですからと。ただ隣の時津町、私金額申し上げたんですけども、もう時津町とは雲泥の差というふうになってしまうんですよ。長与に住んでいたら、やっぱり比較は時津町ですよ、いつも。その時津町とここまでかけ離れさせても良いものかどうか。私はこの4点が、今回の議案審議において重要なポイントになるのではないかなと思っています。やはり私ももう少し町民から意見を聴取する機会が欲しいというのが、この議案を、賛否をこれから表すことに対する要望ですね。あまりにも唐突過ぎて、何の説明も全協とかでも無く、いきなり議案配布で知った

もんですから、私はそのように感じております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません。自由討議を行います。私としては、この議案7号ですね、本当に敬老祝金の支給というところで名目がありますので、長寿を祝福して、敬老祝金を長生きした方、高齢者の方たちに祝いをする。それを本当に高齢者を侮辱するじゃないですが、厳しいこの状況に追い込むというのは、私はどうなのかなと。長与町としての高齢者に対する厳しい状況をこのまま突き出すというのは、高齢者の意思を聞かぬうちに判断してしまうのは、私としては反対であります。そして先程言われましたように、本当に介護の方の予防としての交通費とかの対象として、この高齢祝金と対比するというのはいかがかなというふうに思いますし、また別次元のものでありますので、そのところは町の方も思案していただきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（金子恵委員）

はい、次、堤委員。

○委員（堤理志委員）

現時点ではやはり、全委員がおっしゃったように、あまりにも唐突じゃないかというのは全くそのとおりだと私も思っていて、住民に対する意見聴取なりが完全にできていないというのが一つと、それから僕らが議会で審議する中で、基本条例ができておりますから基本条例に照らしてみても、確か3本柱の中で町民とともに歩む議会というのを皆さんに説明してきたわけで、このまま可決なりっていうふうになってしまうと、町民とともに歩むって言いながら、私たちには何も聞いてないよというふうになってしまうという点でも、このままっていうのは、私は賛同できないというのが一つと、それからもう一つが、高齢者の中で特に100歳の方を切るというのが私もちょっと驚いたんですよ。今日、私も100歳になる方っていうのがどのくらいいらっしゃるのかなと思って調べてみたら、平均寿命は0歳で亡くなった人の部分までカウントされるんですけども、その数え方じゃなくて、65歳に今現在ある人があと何年、生きるのかというような平均余命というデータが厚生労働省から出ております。女性で100歳に到達する方って僅か6%なんですよ。男性に至ってはもう1%しかいない。こういうずっと頑張って長生きされた方の祝金を削減するというのは、ちょっと理解を得られない、私は理解ができないというのが一つですね。それからもう一つは住民の皆さんに意見を聞いていないということで、高齢者には老連か何か意見を少し聞いたということだったんですが、高齢者は助成金をもらっているという立場、申し訳ないなという引け目を感じていらっしゃる立場なので、本来なら一般の納税者ですね、現役世代とか納税世帯も含めたところで、高齢者にこういう形で祝金支給していますけどいかがですかと。そういう納税者にも聞くべきじゃないかなというのが一つ。あと話を聞いていて、福祉課の中だけで財源をいじ

っているというところで、そこも考えものじゃないかなと。町の総合計画を見ますと、長与町は有数の財政力指数を誇っていますよ、安定的な財源を維持してきているんですよということを言っているのであれば、そういう町の県下有数の財政力をうまく活かして、福祉課だけでのやりとりじゃなくて、全体としてこういう福祉制度は維持をしていくんだというものを打ち出して欲しいなというふうに思います。それと幸福度日本一と言いながら、何かにつけこれまで長与町の特徴だったものがどんどん無くなって行って、何か普通のごくありふれた町を目指しているのか、それとも幸福度日本一を目指しているのかさっぱり分からない。そういう点でも、今の何でもよそに横並びという方向性は、町長が言っている幸福度日本一とは違うんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

僕も一応反対でありまして、安藤委員も言ったように、ほかの自治体と比べてみましたってところなんですけども、何か遠くの自治体と比べられていて、やっぱり時津とどうしても比べられるので、今77歳を廃止するのは町民の皆さんに理解を得られないと、とても得られる状態じゃないのかなと思います。平均寿命が延びたということで、77歳元気じゃないかっていう考え方もあると思うんですけど、77歳の方は、今も昔も多分収入とかないと思うんですよね。その辺では頂けるものは頂きたいんだなと思うんですけども。昔と違って核家族で独居老人とかも増えている中で、今のほうが逆にお金を必要な高齢者が多いんじゃないのかなと思うので、やっぱり祝金の支給は止めて欲しいと思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

次、岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

1点目は、時津のものを私も別の交通関係も持っておるんですけども、今年の4月から6,000円に値上げをするようなものであるんですけども、まず一つは、先程ほども言いますように祝金の条例のことで、高齢者の交通費の助成の問題と混同してしまっているというのが一つと、どうも聞いた状況からは、この交通費の健康づくりを上げるために、どこから財源を見つけたら良いのかというそういう発想に、私どもの方から考えると逆のことから検討に入っているんじゃないかということが感じられました。本来は、祝金のこの年代別のものが改正をこういうことにしたいというならば、その改正の理由を、例えば77歳をゼロにするならする理由付けが明確でないといけません。100歳を5万円にするなら5万円にする理由を、だから5万円なんですよという理解が住民にも議会にも理解ができなければ、これはアウトなんです。そういうことの説明がまともに無いということをですね。どうしても先程言いますように、健康づくりが先行しておったんじゃないかということをおもうわけなんです。何人か出ていましたように、町民の意

見を、あの使用料の改定を我々は浮かぶわけですね。あとのその状況、お互いそうだろうと思うんですけどね。これは大変な厳しいことを言われて、されてきたわけなんですよ。そういう経験からしますと、やっぱり住民の意見を十分聞いて、それで判断をしていくという執行側が、そういう謙虚さがないといかんというふうに思うわけなんですね。そういうことを感じております。私の結論で、あとで申し上げますけど、また機会があれば私の態度の表明はのちにして、また方法があればその方法も私なりに考えてきておるということだけ付け加えておきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まずこの高齢者交通費・健康づくり助成事業は別物だと言いながらも、関係しているんじゃないかと。ここがちょっとどうも解せないんですね。この祝金なら祝金の条例で根拠を聞いたわけですけどね。例えば77歳はなんでゼロにしたのか。88歳はなぜ据え置きにしたのか。100歳はなぜ下げたのかっていう質問をしたんですよ。そしたら77歳は長寿命化で80歳以上超しているからっていう説明だったんですね。88歳は据え置きにしたのは元気な人が多いから使っていただくと、2万円。100歳は元気な人ばかりじゃないから、そういう説明だったんですよ。だから、そういう説明でこれを町民に説明できるかなという疑問があるわけね。したがって私は現時点ではそう思っています。だから今後の進め方はあとでまた議論されるんですかね。今言っても良いんですか。私はもう継続が良いんじゃないかなと思います、継続協議でね。ここのところの払拭されない限りは、ちょっとおかしいかなあと。一步譲って77歳は今長寿命化だから自治会でも今見直していますから、ここは譲ってもね、0円で。100歳は譲れないなと思いました、今のこの説明聞いた限りはね。そういったところが私の感想でございます。以上です。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

部内、課内では、高齢者交通費・健康づくり助成事業と同じ福祉課がやっている事業だと、今さっき聞きました。その高齢者交通費の部分と健康づくり助成の中身がどういうものかというのをよく説明を受けておりません。そこら辺をもうちょっと説明を受けたいなっていうものと、段階的削減がもし行われるのであれば、それが良いのかな、ベターだっていうふうに私は感じております。今、内村委員が言われたように、うちの自治会も、まず敬老会の出席を65歳からだったのを75歳に変えました。金が掛かるということ。それでもお金は前より掛かっているんですよ。だからそういう論理からすると77歳をゼロにしても、お祝い金っていう部分ではもう構わないのかなというふうに私は思います。で88歳、これそのままなんで私もそのままが良いだろうと思いますし、100歳の方は、幾らもらうか分からない人もたくさんいると思うんですけど、現状では。だからい

きなり8万円を5万円にするんじゃなくて、例えば6万円とか、その辺りの間をやっていただければなあと思っています。何遍も言うように、高齢者の全体のボトムアップっていうことをやらなければならない課が福祉課でございますので、それを考えたら、より効果が出るようなところにお金の配分をするのは当たり前のことだろうというふうに思います。できれば現状の100歳の金額をもう少し考慮していただきたいという部分と、先程内村委員も言われましたけども、継続にして、もう少し聴取をした方が良いのかなと。それと老連の方にも聴取をしたと聞いたんで、老連だとか減らすだけだったら多分反対意見が出ると思うんですね。それを出なかったというのは、ちゃんとそういうふうな説明を老連にはされたのかなあとと思ひまして、できれば、同じような説明をこの場でもしていただきたいというのが要望でございます。私は以上です。

○委員長（金子恵委員）

では私の方から。今質疑の中でも出ましたように、やはり隣町の時津町の比べるとかなり金額的に差があるということと、それと交通助成金とは別に考えて行きたいなという思いがあるのと、敬老祝金の条例ですから、これはあくまでもお祝いとして差し上げるといふか、お渡しするものであるっていうところは引けないということ。それから皆さんがおっしゃるように、住民への事前の説明が完全に足りていないこと。そういうことをもろもろ考えると、私も今の時点では実は反対です。しかしその議案に反対をするということではなく、私たち自身も説明がここ数日以内での説明だけなので、これを継続としてもう1回説明を受けて、話を聞いた上での判断をするのがベターなのかなと思います。修正案ということも考えられるかなとは思いますが、人数的なことも変動があるのでそこはちょっと。以上です。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

本日の議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に関しての、本日の質疑は一旦終わります。明日、日程調整の上で継続してもう一度審査をするということになりましたので、そちらの時間等は委員長一任ということで皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは本日はこれで委員会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

（閉会 15時17分）